

別添

規則等の名称	徳島県ふぐの処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (令和5年徳島県規則第35号)
根拠法令	徳島県ふぐの処理等に関する条例
趣旨	徳島県ふぐの処理等に関する条例(平成25年徳島県条例第5号)では、他自治体が定める資格制度に応じ、本県の試験合格者と同等以上と認める場合は、申請に基づき、ふぐ処理師免許を与えることとしている。今般、他の都道府県における、ふぐの処理に関する試験の実施状況に鑑み、所要の改正を行った。
概要	ふぐ処理師の免許要件のうち、徳島県が行うふぐ処理師試験に合格した者と同等以上の知識及び技能を有する者を、他の都道府県等が実施するふぐの処理に関する試験の本県と同等以上の試験に合格した者とする事とした。
施行日	令和5年7月14日
県民意見等を募集しなかった理由	条例の規定に基づき条例の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める規則であるため。
その他参考事項	